

災害復旧事業に係る指名選定運用規準（水戸市）

令和元年台風19号に伴う災害復旧事業を優先的かつ早期に実施するため、災害復旧工事に限り、入札及び契約関連事務の運用を実施する。

1 競争入札について

契約予定金額1億円未満の災害復旧工事については「指名競争入札」とすることができる。

2 工事の指名選定について（格付等級のある工事）

災害復旧工事の特性を考慮し、当該格付等級及び上位格付等級に属する有資格請負業者を指名することができる。（水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第29条第2項第3号）

3 特定建設工事共同企業体について

特定建設工事共同企業体による入札は実施しない。

4 指名推薦業者数について

契約予定金額に係る指名業者数を7者以上とする。

5 現場代理人の兼務について

建設工事における現場代理人の兼務できる範囲は、契約予定金額3,500万円未満の建設工事において通常2件までとしているが、災害復旧工事を対象として含む場合は、原則3件までとする。

6 主任技術者及び監理技術者の恒常的雇用関係の取扱いについて

建設工事の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることとしているが、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合は、3か月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

7 一般競争入札における1者入札参加について

災害復旧工事に係る一般競争入札については、1者入札参加中止を適用しない。

8 適用時期

災害復旧工事を対象に令和元年12月1日から令和2年3月31日までに入札公告又は指名通知を行うもの。

事務連絡
令和元年 11 月 20 日

入札参加者 各位

契約検査課長

令和元年台風 19 号に伴う災害復旧事業に係る監理技術者等の特例措置について(通知)

このことについて、平成 30 年 4 月 1 日付け「監理技術者・主任技術者等の適正配置について」により、現場代理人・監理技術者等の配置について運用してきたところですが、これを令和元年台風 19 号に伴う災害復旧事業において、下記のように運用いたしますのでご留意願います。

記

1 適用時期

令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに入札公告又は指名通知を行うもの。

2 運用について

現場代理人の特例措置（契約予定金額 3,500 万円未満の工事）

兼務できる範囲は災害復旧工事を含む原則 3 件までとする。（災害復旧工事 1 件以上を含む。）

①受注者より現場代理人の兼務の届け出（様式 1）があった場合は、監督員が受理し、契約検査課へ届け出の写しを提出すること。

※ 2 件以上の兼務がある時は、様式 1 を適時修正追加して使用してください。

②兼務の対象となる工事については、設計図書に特記仕様書を添付する。

③その他、詳細な運用については、特記仕様書を参照。

④契約約款上の現場代理人の責務は兼務した場合においても、従来通り変わるものではない。

監理技術者等の特例措置

監理技術者運用マニュアルにおいて、国、地方団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、災害復旧工事においては、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合は、3 ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

建設業者の皆様へ

平成30年4月1日施行

監理技術者・主任技術者等の適正配置について

公共工事の施工に際しては、建設業法及び水戸市建設工事請負契約約款の規定により、次に掲げる「現場代理人、主任技術者、監理技術者等」の設置が義務付けられています。請負った工事の内容によって必要な技術者の資格や専任制の要件が異なりますので、適正な配置をしてください。

【現場代理人】（建設業法第19条の2第1項／約款第10条、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として**工事現場に常駐**し、その運営、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の権限（請負代金額の変更・請求・受領権限、契約解除権限等を除く。）を有しています。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に**工事現場に滞在**していることを意味しますので、原則として現場代理人は他の工事と兼務はできません。ただし、水戸市建設工事標準請負契約約款第10条第3項に該当した場合は2件まで兼務が可能です。現場代理人を兼務する場合は、特記仕様書に基づき現場代理人兼務届を監督員に提出してください。

なお、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領（以下「要領」という。）第6条の規定より、現場代理人の兼務配置取消通知を受けた場合、以後に受注した工事において、4カ月間現場代理人兼務資格停止となります。その期間中はいかなる工事においても現場代理人の兼務はできません。また、現場代理人兼務中に要領第7条の規定により兼務配置取消通知を受けた場合、当該工事の現場代理人の資格を喪失します。

【主任技術者】（建設業法第26条第1項）

建設業者は、受注した建設工事を施工するとき、建設業法の規定に該当する者で工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければなりません。また、予定価格3,500万円（税込）（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに「専任の主任技術者」を配置しなければなりません。専任の主任技術者は、他の工事と兼務はできません。

〔主任技術者の要件〕

- ① 大学（指定学科）又は高等専門学校卒業後、実務経験3年以上
- ② 高校（指定学科）卒業後、実務経験5年以上
- ③ 実務経験10年以上
- ④ 建設業法、建築士法、技術士法、電気工事士法、消防法、職業能力開発促進法等に基づく技術検定の合格者

【監理技術者】（建設業法第26条第2項・第3項・第4項）

市から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事を施工するために締結した下請

契約の請負代金額の総額が、4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上になる場合は、建設業法の規定に基づき、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」を置かなければなりません。

【監理技術者の要件】

- ① 建設業法、建築士法、技術士法等に基づく技術検定の合格者
- ② 主任技術者の有資格者で、発注者から直接請負った当該業種の工事（4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上）に関し、2年以上指導監督的な実務経験を有する者
- ③ その他国土交通大臣が認定した者

【専門技術者】（建設業法第26条の2第1項）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の専門工事を施工するときは、その専門工事に関する主任技術者の資格を有する者で、当該工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければなりません。（例：建築一式工事に含まれる電気工事、管工事など）

ただし、専門工事の額が500万円未満（建築一式工事は1,500万円未満）の軽微な建設工事の場合は、専門技術者を配置する必要はありません。

【主任技術者・監理技術者の職務】（建設業法第26条の3第1項）

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。

【現場代理人と主任技術者・監理技術者の兼務等】

現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、1件の契約の中で兼務することができます。

【監理技術者・主任技術者の直接的かつ恒常的雇用関係】

建設業法により、監理技術者及び主任技術者は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。適正な配置を確認するため、健康保険証の写しや市町村民税特別徴収税額通知書の写し等の提出を求めます。なお、専任の主任技術者・監理技術者については所属建設業者との3か月以上の雇用関係が必要となります。この場合の3か月以上とは入札の申込日（指名競争で申込みを伴わない場合は入札執行日）以前、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日以前に3か月以上継続して雇用関係にあることをいいます。具体的な取り扱いは、国土交通省が平成16年3月に発行した「監理技術者制度運用マニュアル」によります。したがって、これらの技術者等は在籍出向者、派遣社員、下請業者の所属であったり、その工事のために一時的に雇用された者であってはなりません。

【営業所の専任技術者】

建設業許可で必要な「営業所の専任技術者」は、常時その営業所に勤務していることが必要です。この「営業所の専任技術者」が工事現場の技術者として従事できるのは「工事現場の職務に従事しながら実質

的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの」に限られます。このとき、主任技術者になれるのは、専任を要しない工事の場合であり、当該工事が専任を要する場合は、主任技術者になることはできません。また、「営業所の専任技術者」は、常駐義務のある現場代理人としては、配置することはできません。

【監理技術者 ・ 主任技術者の途中交代】

技術者の交代は、適正な履行の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている技術者の途中交代は、原則として認められません。ただし、技術者の死亡・疾病・退職等、真にやむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

【建設工事の競争入札における技術者配置について】

①公共工事の金額による区別	監理・主任技術者			現場代理人		
	②監理・主任技術者の配置の有無	③専任性	④雇用関係	⑤主任技術者との兼務	⑥配置義務	⑦雇用関係
予定金額3,500万円以上 (建築一式7,000万円以上)	下請契約総額4,000万円以上 (建築一式6,000万円以上)の場合、 主任技術者に代えて監理技術者を配置	専任(※1)	直接的(※2) かつ 恒常的(※3) 雇用関係	可	常駐(※4)	直接的雇用関係
予定金額3,500万円未満 (建築一式7,000万円未満)	主任技術者	なし	直接的 かつ 恒常的雇用関係	可	常駐	直接的雇用関係

※1「専任」とは、他の工事との兼任を認めないことを意味するものであり、専任技術者を常時継続的に当該建設工事の現場に配置していなければならない。

※2「直接的雇用」とは、主任技術者と建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。

※3「恒常的雇用」とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること。

雇用関係を証明する書類(水ア)健康保険被保険者証 イ)健康保険被保険者標準報酬決定通知書 ウ)住民税特別徴収税額通知書

エ)雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のいずれか。

ただし、平成28年7月1日以降の一般競争入札においては、雇用保険証によるものは、認められません。

※4「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけではなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることをいう。